

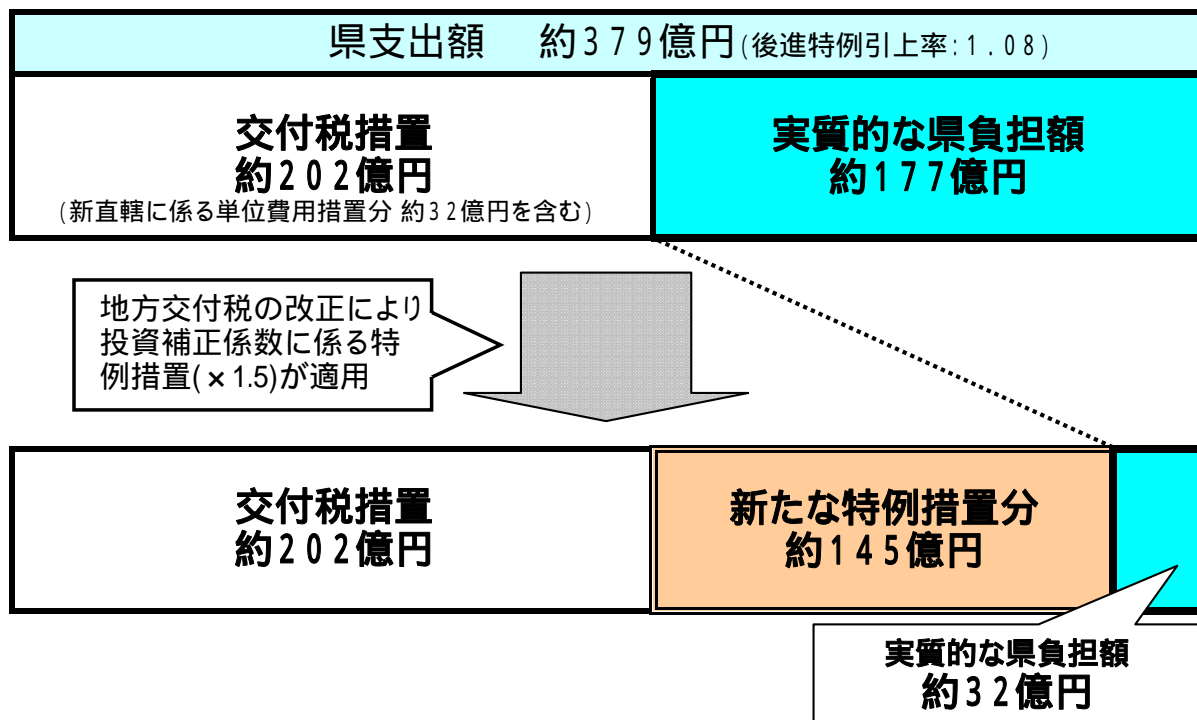
## 中部横断自動車道に係る県負担軽減額について

山梨県に対し、道路の未整備延長に係る投資補正係数について 1.5倍に割り増しする特例措置を適用

特例措置の適用は、今後15年間程度の見込み

平成19年度交付税大綱に基づく今回の試算では、今後の県負担軽減額は、約145億円の見込み  
(約177億円 約32億円)

【平成19年度交付税大綱に基づく今回の試算】  
実質的な県負担額 約177億円 約32億円



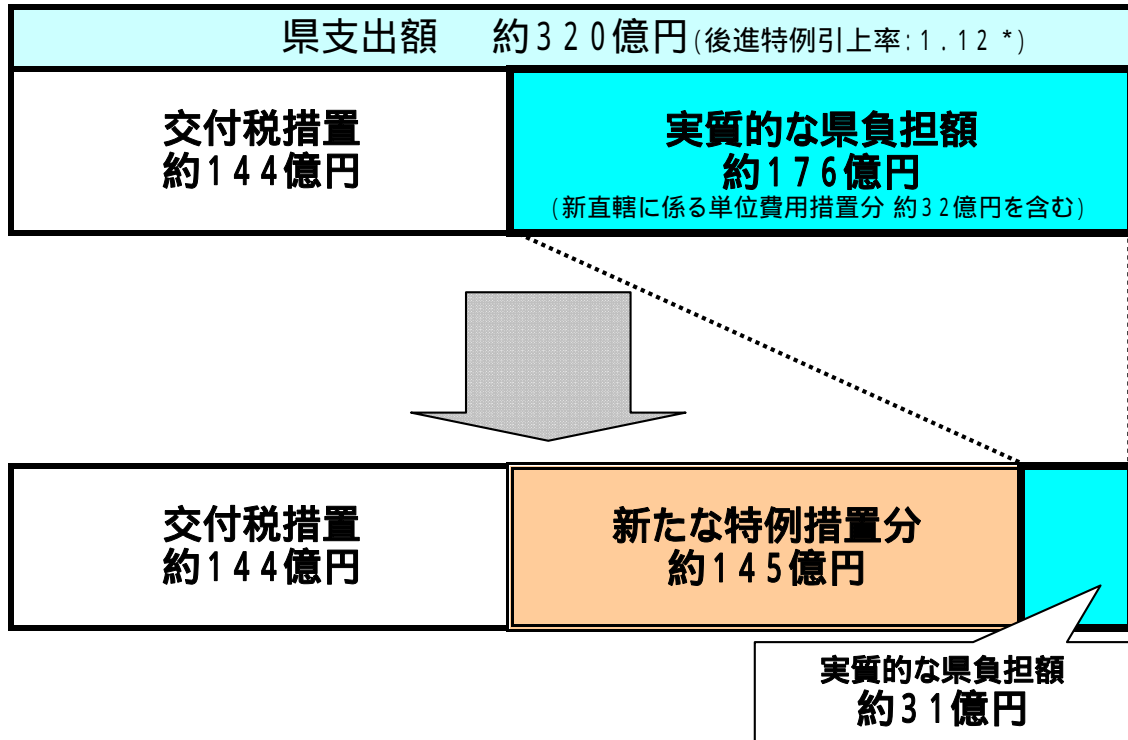
### 特例措置額の概要

平成19年度の措置額: 投資補正係数の特例措置(1.0 1.5)により  
9.64億円

特例措置の総額: 9.64億円 × 15年間 = 145億円  
(新直轄事業の標準的事業期間である15年間の特例措置を前提とした試算)

〔 参 考 〕

【 本県がこれまで公表してきた試算 】  
 実質的県負担額 約176億円      約31億円



\* 後進特例の引上率は、過去10年間の平均値を採用

年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
引上率	1.08	1.09	1.09	1.10	1.12	1.14	1.14	1.14	1.14	1.14	1.12	1.08

平均: 1.12

本県がこれまで公表してきた試算では、新直轄に係る単位費用措置分は、新直轄事業の有無に拘わらず全国一律に措置されることから、実質的な県負担の軽減額には含めないこととし、新直轄に係る単位費用措置分 約32億円は、実質的な県負担額に含めている。

## 新直轄道路本県負担額

【平成19年度交付税大綱に基づく今回の試算】

区 分		金 額	備 考
事業費	A	1,995.0 億円	
国負担分	B	1,616.0 億円	3/4 (通常分) × 1.08 (後進特例)
県負担分	C	379.1 億円	A-B = 379 億円
起債充当額	D	341.1 億円	C × 90%
うち事業費補正	E	170.5 億円	D × 50%
残額	F	170.6 億円	D - E
県費 (起債充当残)	G	38.0 億円	C - D
事業費補正を除く県負担額	H	208.6 億円	F + G
新直轄に係る単位費用措置分	I	32.0 億円	213百万円/年 × 15年
特例措置前県負担額	J	176.6 億円	H - I = 177 億円
特例措置額	K	144.6 億円	= 145 億円
実質負担額	L	32.0 億円	J - K = 32 億円

### 特例措置額

平成19年度交付税大綱に基づく今回の試算

	測定単位	補正係数	単位費用	基準財政需要
特例措置あり	2,064km	3.039 (うち未整備延長比率分 0.565)	2,434千円	15,266,048千円
特例措置なし	2,064km	2.847 (うち未整備延長比率分 0.373)	2,434千円	14,302,184千円
差 (特例措置増加分)		0.192		963,864千円
				(A)

・ 新直轄事業全体での特例措置額

(A) × 15年 (特例措置の適用が見込まれる年数) = 145億円

【 本県がこれまで公表してきた試算 】

区 分		金 額	備 考
事業費	A	1,995.0 億円	
国負担分	B	1,675.8 億円	$3/4$ (通常分) $\times$ 1.12 (後進特例)
県負担分	C	319.2 億円	$A-B = 320$ 億円
起債充当額	D	287.3 億円	$C \times 90\%$
うち事業費補正	E	143.6 億円	$D \times 50\% = 144$ 億円 特例措置前の交付税措置額
残額	F	143.7 億円	$D-E$
県費 (起債充当残)	G	31.9 億円	$C-D$
特例措置前県負担額	H	175.6 億円	$F+G = 176$ 億円 事業費補正を除く県負担額
特例措置額	I	144.6 億円	$= 144$ 億円
実質負担額	J	31.0 億円	$H-I = 31$ 億円